

令和7年12月
定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和7年12月19日(金) 午前9時00分～9時40分

開催場所 : 坂出市役所本庁舎 2階 大会議室

出席委員

1番 松浦 雄一	2番 石井 淑雄
3番 吉田 宏明	4番 原 武信
5番 山下 祝	6番 本条 仁史
7番 木下 得代	8番 猪熊 幸雄
9番 大原 眞路(会長)	10番 土井 正幸
11番 高市 佳和	12番 山本 茂
13番 宮本 賢一	14番 藤川 一雄
15番 梶野 和幸(会長職務代理)	16番 山下 恵
17番 富木田 好正	18番 三木 洋一

欠席委員

傍聴推進委員

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	山崎 貴士
事務局書記	福濱 実咲

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田 畑	4,862 m ² 2,088 m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	911 m ² m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	2件	田 畑	116 m ² 511
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	14 m ² m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第6号議案	農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見 聴取	32件	田 畑	43,241 m ² 7,870 m ²
第8号議案	地域計画の変更について	5件	田 畑	2300 m ² m ²
第9号議案	農業経営改善計画認定申請	1件	田 畑	
報告第1号	合意解約	1件	田 畑	2,245 m ² m ²

令和7年12月 農業委員会定例会 議事録

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>定刻が参りましたので、只今より12月の定例会を開催いたします。</p> <p>本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで合計49件でございます。</p> <p>よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>本日は、農業委員18名中全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人の方がお見えになっていることも、合わせてご報告いたします。</p> <p>それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。</p>
会長	(挨拶)
会長職務代理	(挨拶)
事務局書記	<p>早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。</p> <p>本日の署名委員を7番 木下 委員さんと8番 猪熊 委員さんのお二人にお願いします。</p> <p>次に、今月の現地調査につきましては、5番 山下(祝) 委員さんと6番 本条委員さんと7番 木下 委員さんと私で、昨日12月18日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。</p> <p>では、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは第1号議案農地法第3条許可申請についてご説明いたします。</p> <p>始めに今回の3条申請7件は、すべて所有権移転によるものとなっておりますことをご報告いたします。それでは、資料2ページをお開き下さい。</p> <p>1番 申請地は■■■ 地目 田 面積981㎡ 外4筆 計1,725㎡です。</p> <p>土地所有者の譲渡し人、譲受け人とも市内の方による生前一括贈与としての申請です。</p> <p>受人反別は0㎡です。取得後の営農計画としては、果樹等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。</p> <p>譲受け人の農機具の所有状況は、ハコバン1台です。農作業歴は30年、年間従事日数は200日程度通作距離についても車で20分圏内と通作可能と判断できます。</p> <p>2番 申請地は■■■ 地目 田 面積492㎡</p>

所有者の相続財産清算人が譲渡し人、市外の方が譲受け人となる有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、相続財産の清算を考える譲渡し人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 8,597 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、水稻の自家消費、販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況は、トラック 1 台、農舎 60 m²、トラクター、コンバイン、耕うん機、田植え機をリース予定です。農作業歴は 48 年、年間従業日数は 180 日程、通作距離については車で 30 分ですが、申請地の隣接地の宅地をすでに購入しており住み込みで作業をしていく予定なため通作可能と判断できます。

3 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 125 m²

譲渡し人、譲受け人ともに市内の方による有償の売買での申請となります。申請理由は、家庭菜園としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 0 m²です。取得後の営農計画としては、果樹、野菜等の自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

農作業歴は 10 年、年間従事日数は 150 日程度、通作距離についても徒歩 1 分圏内と通作可能と判断できます。

4 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 641 m² 外 1 筆 計 1,567 m²です。

市外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 21,886 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況はトラクター、耕うん機、各 10 台、トラック 13 台、農舎 850 m²です。農作業歴は 40 年、年間従事日数は 300 日程度、通作距離についても車で 3 分圏内と通作可能と判断できます。

5 番 申請地は■■■ 地目 田 面積 89 m² 外 3 筆 計 520 m²です。

市外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 15,985 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、水稻等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況はコンバイン、田植え機、トラック各 1 台、トラクター 2 台、耕うん機 4 台です。農作業歴は 55 年、年間従事日数は 230 日程度、通作距離についても徒歩 5 分圏内と通作可能と判断できます。

6番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 198 m² 外1筆 計 264 m²です。

市内の土地所有者が譲渡し人、市内の農園が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、農業廃止を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 244,669.52 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、野菜等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況はトラクター、2 tトラック各3台、軽トラック5台です。農作業歴は30年、年間従事日数は200日程度、通作距離についても車で5分圏内と通作可能と判断できます。第3号議案2番関連です。

7番 申請地は■■■ 地目 畑 面積 581 m² 外6筆 計 2,257 m²です。

県外の土地所有者が譲渡し人、市内の方が譲受け人となる、有償の売買での申請となります。申請理由は、経営規模の拡大としての取得で、高齢化による経営縮小を考える譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

受人反別は 4,948.81 m²であり、経営地すべてが適正に管理されております。取得後の営農計画としては、ミカン等の販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受け人の農機具の所有状況はトラクター、トラック、耕うん機各1台です。農作業歴は3年、年間従事日数は300日程度、通作距離についても車で5分圏内と通作可能と判断できます。

以上のことから本日の案件7件につきまして、譲受人については経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないこと、農地所有適格法人による権利の取得であることなど、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件のうち、6番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、6番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

6番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

各委員

会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、木下委員さんには入室をお願いいたします。</p> <p>(木下委員 入室)</p> <p>続いて、残りの6件について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
会長	<p>1番について生前一括贈与する理由と贈与税についてはどうなるのですか。</p>
事務局書記	<p>理由は確認できていませんが、譲渡し人がご高齢のため終活が目的と考えています。</p>
事務局長補佐	<p>贈与税については税務署のほうが対応していくと思われます。</p>
本条委員	<p>限度額以内なら相続税は発生しないため限度額を超えたものだけ相続税が発生します。</p>
会長職務代理	<p>所有者の方は申請地以外に農地を所有していますか。</p>
事務局書記	<p>一括のため全て贈与になります。</p>
木下委員	<p>なぜ住所が大屋富町ではない方が大屋富町の土地を所有しているのですか。</p>
事務局書記	<p>謄本に記載されている最初の所有者が青海町の方で、青海町の方から相続して現在の所有者の方が所持しているという状況になります。</p>
会長職務代理	<p>他に質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p> <p>特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件についてご説明いたします。 申請者 市内の土地所有者の方です。 申請地 ■■■ 地目 田 面積 674㎡ 外2筆の合計911㎡です。 ■■■から南へ約250mに位置。 無断転用の有無 ありません。 転用目的 共同住宅 用地</p>

	<p>申請理由 共同住宅を経営し、家賃収入を得たいと考えたところ、商業施設、病院、学校や駅が近く利便性の高い本申請地なら十分な経営ができると考え申請に至りました。</p> <p>農地の区分 都市計画法により用途が第二種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当します。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われまます。土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。</p> <p>その他 排水計画は、雨水はため柵を設置し南側水路へ放流、汚水は北側市道内の公共下水道に接続予定です。造成計画は、天土を撤去後、良質な花崗土による盛土を行います。北側以外の土地境界部分にコンクリート擁壁を設置予定です。地域計画の区域については、区域外となっております。また、盛土規制法による許可申請済みです。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件を議題に供します。</p> <p>なお、第3号議案の2番については現地調査を実施しておりますので、山下 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。</p>
山下委員	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」2番の現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>申請者は、市内に拠点を構える農業法人です。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 畑 面積 69㎡ 外3筆 合計 511㎡</p> <p>■■■から西に約300m。</p> <p>無断転用の有無 有り</p> <p>転用目的 寄宿舍、倉庫</p> <p>申請理由 申請者は、農産物の生産・販売を行っている法人です。自社関係者の住居を確保する必要があり、施設を探していたところ、必要とする規模と立地条件の空き家物件が見つかり、所有者との話もまとまり申請にいたしました。</p> <p>農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ</p>

<p>会長職務代理</p>	<p>の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま山下 委員さんより現地調査の報告がございましたが、補足説明がありましたら他の案件と併せて、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長補佐</p>	<p>それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。</p> <p>2番 排水計画は、雨水はため柵を設置し北側市道側溝へ放流、申請地には倉庫のみのため汚水の発生はありません。造成計画は、無断転用のため造成済です。そのため始末書の提出があります。地域計画の変更については、■■■は変更公告済です。その他の筆については、区域外です。</p> <p>1番 申請者は、土地所有者のお子さんです。</p> <p>申請地 ■■■ 地目 田 面積 116㎡</p> <p>■■■から東へ約500m。</p> <p>無断転用の有無 なし</p> <p>転用目的 住宅</p> <p>申請理由 申請人は、現在、市外のアパートに居住しています。出産予定であること、共働きであることを踏まえて住宅を建てようとして計画したところ、両親が住む隣りで父が所有する土地で話がまとまり申請にいたりしました。</p> <p>農地の区分 都市計画により、用途が「第1種住居地域」と定められている第3種農地に該当。</p> <p>周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区が無い地区になりますが、水利組合の同意を得ており調整を了していると確認できる。</p> <p>その他排水計画は、雨水はため柵を設置し西側水路へ放流、汚水は北側市道内公共下水道へ接続します。造成計画は、花崗土で盛土、整地を行います。今回、住宅を建てるために分筆をしており、周囲には新たに擁壁を設置します。地域計画の変更については区域外です。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま山下 委員さんと事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件のうち、2番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。</p> <p>それでは、2番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。</p> <p>(木下委員 退室)</p> <p>2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>

高市委員	寄宿舍について汚水だけでなく下水処理が必要ではないのですか。
事務局長補佐	目的は倉庫であり、寄宿舍はもともと建っているものになります。 建物は既存のものになります。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、木下委員さんには入室をお願いいたします。
各委員	(木下委員 入室) 続いて、1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。
本条委員	続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。 なお、本件については現地調査を実施しておりますので、本条 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。
会長職務代理	それでは、第4号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。
事務局長補佐	1番 申請者 市内の土地所有者の方です。 申請地 ■■■■ 地目 田 面積 14 m ² です。 ■■■■から西へ約800mに位置します。
事務局長補佐	申請理由 申請地は、昭和61年から自身の所有地への進入路として利用しておりました。営農を行ううえでの利便性を高めるための農道として使用し、農業用施設であることから、非農地証明をしたとしても問題はないと判断しております。
事務局長補佐	ありがとうございました。
事務局長補佐	ただいま本条 委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局より補足説明がありましたらお願いします。
事務局長補佐	はい。第4号議案「非農地証明願」1件につきましては先ほどの担当委員さんのご説明通りとなります。
事務局長補佐	再生利用が困難な農地とは、農地利用状況調査における赤区分に該当する農地のこ

	<p>とで、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であること又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地であることです。今回の農地に関しましても、該当農地への進入路がなく周辺一帯が山林となっていることから「再生利用が困難な農地」に該当するものと考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま本条 委員さんの説明と事務局より補足説明がありました。第4号議案「非農地証明願」 1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」 1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。</p> <p>続いて、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」 32件を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは第6号議案 農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 32件についてご説明します。</p> <p>今月の農地貸借は、新規に農地の貸借をする案件が22件、更新が11件、となっております。</p> <p>続いて、市農林水産課が回答しております地域計画への位置づけについては、すべて①から③のいずれかであり、すでに目標地図に位置付けられているもの、もしくは今後位置づけられるもの、変更予定のもののみとなっております問題ないと判断しております。</p> <p>以上のことから、農用地利用集積等促進計画（案）はいずれも農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号、第3号を満たしていると考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>ただいま事務局より説明がありました。第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」 32件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>《質疑応答》</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>特にご意見もないようですので、第6号議案「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取」 32件につきましては意見なしとして、香川県農地機構に意見書を提</p>

事務局長

出することといたします。

続きまして今月は農政部門の議案が6件出ております。

第8号議案「地域計画の変更について」5件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

それでは第8号議案「地域計画の変更について」ご説明いたします。

今月は地域計画区域からの除外申請が5件、坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を坂出市から求められております。計画変更の概要を12ページに記載しており、13ページから15ページが位置図となっております。

1番 所在は■■■の一部 地目 田 面積 592 m²

土地所有者は記載のとおりとなります。

農地転用により、診療所用地とする目的です。目標地図上では土地所有者を耕作者としているが、この者は地域計画上の中心経営体には設定されていないため、本申出による変更が地域計画の達成に及ぼす影響は少ない。

2番 所在は■■■の一部 地目 田 面積 592 m²

土地所有者は記載のとおりとなります。

農地転用により、薬局用地とする目的です。目標地図上では土地所有者を耕作者としているが、この者は地域計画上の中心経営体には設定されていないため、本申出による変更が地域計画の達成に及ぼす影響は少ない。

3番 所在は■■■ 地目 田 面積 363 m²

土地所有者は記載のとおりとなります。

農地転用により、申出 No.1 および NO.2 の従業員用駐車場用地とする目的です。目標地図上では土地所有者を耕作者としているが、この者は地域計画上の中心経営体には設定されていないため、本申出による変更が地域計画の達成に及ぼす影響は少ない。

4番 所在は■■■の一部 地目 田 面積 381 m²

土地所有者は記載のとおりとなります。

農地転用により、孫夫婦の住宅用地とする目的です。目標地図上では土地所有者を耕作者としているが、この者は地域計画上の中心経営体には設定されていないため、本申出による変更が地域計画の達成に及ぼす影響は少ない。

5番 所在は■■■の一部 地目 田 面積 372 m²

土地所有者は記載のとおりとなります。

農地転用により、孫夫婦の分家住宅用地とする目的です。目標地図上では土地所有者を耕作者としているが、この者は地域計画上の中心経営体には設定されていないため、本申出による変更が地域計画の達成に及ぼす影響は少ない。

以上で説明を終わります。

会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「地域計画の変更について」、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
本条委員	<p>地図が古いため、新しい住宅地図にしてほしいです。</p>
事務局長	<p>わかりました。</p>
各委員	<p>(委員による審議) 【異議なし】の声あり</p>
会長職務代理	<p>特にご異議もないようですので、第8号議案「地域計画の変更について」の審議はこれで終了します。地域計画からの除外および変更はやむを得ないものとして、回答をすることと致します。</p>
事務局長	<p>続きまして第9号議案「農業経営改善計画認定申請」1件を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>農業経営改善計画の認定申請は、今回1件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認予定であり、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。</p>
事務局長	<p>申請の概要を16ページにまとめており、17ページから19ページまでが申請書の写しとなっております。</p>
事務局長	<p>申請者は青海町の法人になります。</p> <p>目標とする営農類型は露地野菜です。</p> <p>改善の概要は目標のみ説明させていただきます。</p> <p>農業所得 950万円</p> <p>労働時間 2,000時間</p> <p>冬ブロッコリー 400,000㎡ 456,000kg</p> <p>春ブロッコリー 150,000㎡ 126,000kg</p> <p>レタス 65,000㎡ 129,220kg</p> <p>トウモロコシ 150,000㎡ 108,000kg</p> <p>主な増加項目は目標のみ説明させていただきます。</p> <p>所有地 田 18,000㎡</p> <p>借入地 田 322,000㎡</p> <p>特定農作業受託 田 10,000㎡</p> <p>機械 トラクター1台、ハンマーモア1台、溝堀り機1台、畝立て機1台、一輪管理機2台、二輪管理機1台、ディスクロータリー1台、動噴1台、ホイールローダー1台、サブソイラー1台、ライムソワー1台、ドローン1台</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

会長職務代理	事務局の説明がございましたが、第9号議案について何かご意見・ご質問はありますか。
各委員	<p>(委員による審議)</p> <p>【異議なし】の声あり</p>
事務局書記	<p>特にご異議もないようですので、第9号議案「農業経営改善計画認定申請」3件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思えます。</p> <p>以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてです。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
会長職務代理	<p>それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてご説明いたします。</p>
各委員	<p>1番 ■■■■ 地目 田 面積は571㎡ 外4筆 計2,245㎡です。</p> <p>府中町の貸付人から香川県農地機構への貸借の解約になります。</p> <p>解約理由 耕作者の変更です。</p> <p>備考につきましては 利用権、使用貸借権の解消です。</p> <p>以上、農地法18条合意解約の届出についての説明です。</p>
会長職務代理	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件について、なにかご質問はありませんか。</p>
山下委員	<p>(委員による確認)</p> <p>【なし】の声あり</p> <p>特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件を受理し、処理してまいります。</p> <p>その他の案件として、事務局の方で何かありますか。</p> <p>(事務局からの連絡事項等)</p> <p>すみません、よろしいですか。</p>
会長職務代理	<p>はい。山下委員。</p>
山下委員	<p>法人がいろいろな地域を耕作していると思うのですが、水田地域の中で畑をされる場合、草を刈る際に周辺の水田に雑草の種が飛んできます。また、刈ったとしても機</p>

木下委員	<p>械で行うため、四隅の草が刈れておらず、困っています。こういったときは、誰に相談すればよいですか。</p> <p>私のところは農地機構を通じて、連絡が来ています。連絡が来たらずぐに刈るようにはしています。そのため相談は農地機構にすればよいと思います。</p> <p>それでは、これもちまして 12月の定例会を閉会致します。 長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9時40分終了</p>
------	---